

「宮古市中心市街地拠点施設整備事業・基本計画（案）」に関する意見等への反映・対応について（H27. 1. 23）

項目		意見・修正等	意見等の反映内容、今後の検討方針
第1章	1. 基本計画の位置づけ（1～2P）	・上位計画・関連計画の策定状況や、各計画における本事業の位置づけを掲載すること。	・本文に「宮古市総合計画・後期基本計画」の策定と、「新市建設計画」の延長や見直し、「宮古市公共施設再配置計画・基本計画」の中で、本事業が位置づけられることを記載します。また、「宮古市都市計画マスタープラン」は見直し予定である旨、記載します。 資料編には、「資料1 事業に関連する主な長期計画等」を追加します。
	2. 基本構想の概要（3～4P）	・基本計画で再度掲載している項目もあることから、基本構想の抜粋は、重要な項目・頁のみを絞り込んだ方が、第3章以降を読みやすい。	・基本構想の概要は、「事業の方向性」と「基本理念と基本方針」のみ掲載します。
第2章	1. 施設の整備方針と役割（6P）	・「拠点施設を中心とした中心市街地の活性化のネットワークイメージ」が分かりにくい。自由通路の整備についての記載もなく、「賑わいの創出」「回遊性の向上」についての関連性が見えない。	・「資料2 拠点施設を中心とした中心市街地の活性化イメージ図」として、まとめました。
	〃（7P）		・「市民が主役となり、活動する拠り所」宮古市自治基本条例ほかを加筆しました。
	2. 施設の構成及び機能 （4）共通事項 （18P）	・駐輪場については、駅前でも本来駐車場になっていない場所に駐輪している様子が見られる。計画地においても適切な駐車場の区画数を算定し、飽和状態にならないように注意が必要である。	・駅前の放置自転車については、市担当課で定期的に処分を行っております。現庁舎の駐輪場の実態も調査したところ、夜間帯・早朝についても、常時数十台が駐輪されており、管理運用の仕組みを構築することが必要です。 本文には、「放置自転車や迷惑駐輪がないように、管理運用の仕組みを検討」と追記しました。
第3章	2. 建設位置 （2）計画地の概要 3) 交通条件 （24P）	・市内の道路網について分かりやすく表現すること。	・修正しました。

第3章	2. 建設規模 (1) 建設規模 (26P)	・「本庁舎の面積を 10,000 m ² から 9,000 m ² に変更します」とあるが、基本構想で面積を確定したものではなく、本計画以降、設計段階でも精査することが必要であり、表現を改めること。	・修正しました。
	1) 防災・地域活力創出拠点施設 (27P)		・諸室名称を変更しました。 子ども待合室→子どもふれあいコーナー 福祉カフェ →ふれあい福祉カフェ ・交流機能として、一体的な利活用が想定される諸室（オープンスペース、情報提供コーナー、子どもふれあいコーナー、ふれあい福祉カフェ）を交流広場としてまとめました。
	2) 市庁舎（28～29P）	・会議室等は、効率的に各施設を運用することで、面積を削減できないか。	・必要面積については、設計段階で再精査し、見直しを行います。
	〃		・資料の構成を変更しました。
	3. 施設規模 (2) 諸室配置計画（37P）	・市庁舎の窓口関係部署に、健康課を追加すること。	・修正しました。

*上記のほか、「第5章」及び「資料編」について、掲載を追加しました。

*上記のほか、軽微な文言等の修正をしています。